

「令和 7 年度町内会加入促進啓発事業等」企画運営業務 提案説明書

1 本説明書について

札幌市が実施する「令和 7 年度町内会加入促進啓発事業等」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 企画競争に付する事項

- (1) 業務名
「令和 7 年度町内会加入促進啓発事業等」企画運営業務
- (2) 業務内容
別添仕様書のとおり。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする
- (4) 予算規模
10,857 千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

3 参加資格要件

次の条件のいずれをも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年度～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」に登録されている者であること。
なお、上記名簿に登録されていない者でこの企画競争に参加しようとする者は、別途指定する書類を提出すること。これをもとに市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市内に本店または支店等を有していること。
- (6) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

4 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	令和7年4月24日（木）
質問の受付期限	令和7年5月13日（火） 12時00分
企画競争参加意向申出書の提出期限	令和7年5月20日（火） 12時00分
企画提案書類の提出期限	令和7年5月27日（火） 12時00分
企画提案審査会	令和7年6月4日（水）
契約候補者の決定及び契約締結	令和7年6月下旬～7月中旬

5 応募方法

(1) 企画競争に関わる質問の受付

ア 提出期限

令和7年5月13日（火） 12時00分必着

イ 提出方法

質問書（別添1）により、郵送又は電子メールで提出すること。

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の8時45分から17時15分までの時間に行うこと。

ウ 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

エ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階南側

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

電子メール：shiminjichi@city.sapporo.jp

(2) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限

令和7年5月20日（火） 12時00分必着

イ 提出方法

企画提案に参加する者は、参加意向申出書（別添2）を持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の8時45分から17時15分までの時間に行うこと。

ウ 提出先

上記5(1)「エ 提出先」と同じ。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出期限

令和7年5月27日（火） 12時00分必着

イ 提出方法

下記の書類について、持参又は郵送によりA4判で各15部作成し提出すること。
審査の公正を期するため、提案事業者名を特定できる表現は記載しないこと。

※ 郵送の場合は前日までに必着とすること。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の 8 時 45 分から 17 時 15 分までの時間に行うこと。

(ア) 企画提案書（別添「採点表」の審査項目を踏まえて作成すること。）

(イ) 参考見積（経費の内容を記載、消費税等相当額も明示すること。）

ウ 提出先

上記 5(1)「エ 提出先」と同じ。

【名簿に登録されていない者が参加する場合】

名簿に登録されていない者が本企画競争に参加する場合は、以下の書類も提出すること。提出期限、提出方法、提出先は、上記 5(1)と同じ。

- ・ 法人登記事項証明書（企画競争参加意向申出書提出日から 3 カ月前の日以降に 交付された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。写し可）
- ・ 申出書
- ・ 納税証明書（企画競争参加意向申出書提出日から 3 カ月前の日以降に交付された市区町村税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書。写し可）
- ・ 直前 2 期分の貸借対照表及び損益計算書（写し可）

6 選定方法

札幌市が設置する企画競争実施委員会による企画提案審査会において、提案された企画内容の審査を行う。審査方法は、「採点表」に基づき、同委員会の委員がそれぞれ評価し、その総合得点が最も高かった者を契約候補者として選定するものとする。

(1) 企画提案審査会

ア 日時・場所

令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 札幌市役所本庁舎

※ 時間及び会場の詳細については、別途連絡する。

イ 実施方法

(ア) 各社 15 分の説明と 20 分の質疑応答とし、本市の指定した事項から順次行う。当日の出席者は、1 提案者 2 名以内とすること。

(イ) 事業者名を述べることは認めないものとする。

※ 提出された企画提案書等による事前審査を行う場合がある。

(2) 結果通知

審査の結果は、後日、参加者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画競争実施委員会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) その他

提案者が 1 者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

なお、総合計得点が最低基準点（企画提案審査会出席委員の持ち点合計の 60%）未満の場合は契約候補者として認めない。

また、総合計得点が同点となった場合は、企画競争実施委員会の協議により決定

することとする。

7 参加資格の喪失

参加資格を有することについて確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間において、次のいずれかに該当するときは、提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したことが判明したとき
- (3) 不正な利益を得る目的で企画競争実施委員会の委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

8 留意事項

- (1) 企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提案書類の変更、差替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類は、本企画競争に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 著作権等に関する事項は以下のとおりとする。
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - オ 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に後述の担当者まで連絡し、指示を受けること。
- (7) 以下のいずれかに該当するときは、失格又は無効となることがある。
 - ア 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
 - イ その他、札幌市が不適切と判断したとき
- (8) 企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容等は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

9 本件に係る問い合わせ先

札幌市市民文化局地域振興部市民自治推進室

市民自治推進課 吉野

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-2253 F A X：011-218-5156

Eメール：shiminjichi@city.sapporo.jp